平成２７年（フ）第４５４号
札幌市西区二十四軒４条７丁目３番８－310号
債務者　小野　弘明
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５６号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番６－410号
債務者　渡辺由美子（旧姓牧島）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７１号
北海道北広島市美沢３丁目９番地２　リバーサイドヒルズ407号
債務者　伊勢谷雅美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７３号
札幌市東区北30条東９丁目３番５号　嘉の家マンション７号
債務者　清水映利香（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７７号
札幌市中央区南９条西11丁目１番30－203号
債務者　西山やよい
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８０号
札幌市白石区本郷通８丁目南１番５号　グラムパレス305号
債務者　笠松　愛美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８１号
札幌市白石区北郷４条４丁目１番26号　コーポ北郷201号
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８４号
札幌市豊平区西岡５条14丁目６番２号
債務者　星野　克己
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８５号
札幌市豊平区豊平１条３丁目１番25－620号
債務者　中野渡素子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０４号
札幌市清田区真栄２条１丁目２番11号　グリーンプラザ202号
債務者　剣地七夕子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１４号
札幌市豊平区平岸３条５丁目７番20－106号
債務者　西川　雅隆
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２７号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番８－507号
債務者　漁濱　利喜
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４号
千葉県八千代市八千代台東５丁目25番24号　レオパレス八千代台東第２－101号
債務者　吉田　　雅
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６３号
千葉県市原市五井中央東１丁目12番地１　第３かいなだハイツ301
債務者　鶴岡　幸雄
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
京都市下京区河原町通七条上る住吉町357番地　ライラックス501
債務者　田代洋一郎
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
京都市下京区河原町通七条上る住吉町357番地　ライラックス501
債務者　田代　照子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
京都市山科区椥辻草海道町38番地55
債務者　岸上　祐典
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係